

31障福第2390号

令和元年8月22日

公益社団法人 高知県建築士会長 様

高知市長 岡崎 誠也

(公印省略)

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第7条第1項、第8条第1項
および第10条に規定する届出に係る窓口の変更について (通知)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、表題の件につきまして事務の効率化を図ることを目的に、高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく、高知市内における新築等の届出窓口を下記のとおり変更いたしますので、お知らせします。貴職におかれましては、貴会に所属される方々等への周知をお願い申し上げます。

記

- 届出窓口 令和元年9月30日まで 高知市都市整備部建築指導課
令和元年10月1日より 高知市健康福祉部障がい福祉課
- 公告日 令和元(2019)年10月1日
(適用日)
- 内 容 新築等の届出、変更の届出、工事完了の届出について、令和元年10月1日より、届出窓口が上記のとおり変更になります。
なお、届出内容につきましては、必要に応じて、これまで通り建築指導課と協議いたします。
- 問合せ先 高知市健康福祉部障がい福祉課 渋谷・高野・谷・細谷
電 話 088-823-9378
F A X 088-823-937
メール kc-120300@city.kochi.lg.jp